

# 婦人保護事業実施要領

〔昭和38年3月19日 厚生省発社第34号〕  
〔各都道府県知事宛 厚生事務次官通知〕

〔一部改正〕昭和47年5月15日厚生省社第411号  
昭和60年5月18日厚生省社第452号  
平成11年3月31日厚生省障第156号  
平成14年3月29日厚生労働省発雇児第0329009号  
平成16年1月20日厚生労働省発雇児第0120002号  
平成16年12月2日厚生労働省発雇児第1202002号

## 第一 婦人保護事業の目的

婦人保護事業は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき配偶者からの暴力の被害者である女性（以下「暴力被害女性」という。）の保護を図ることを目的として、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子及び暴力被害女性（以下「要保護女子等」という。）の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものであること。

## 第二 関係機関等との連携

婦人保護事業の実施に当たっては社会福祉関係、公衆衛生関係、法務・警察関係、司法関係、教育関係及び雇用・労働関係、男女共同参画関係等の関係機関並びに民生委員、児童委員、保護司、民間団体等の協力機関との緊密な連携を図ること。

## 第三 婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の設置等

### 1 婦人相談所

- (1) 都道府県は、婦人保護事業を実施するため婦人相談所を設置しなければならないことになっているが、設置箇所数については都道府県の実情に即した配慮をすること。
- (2) 婦人相談所の設置に当たっては、その機能を十分発揮できるよう特別の考慮を払うとともに利用者等の心理的影響をも考慮してその設置場所を選定すること。  
なお、他の関連する相談所や施設との総合的有機的運営を図るため、これらの相談所や施設と併設することも差し支えないこと。
- (3) 都道府県の行うべき要保護女子等についての婦人保護施設への収容保護及びその廃止の決定並びに移送及び被服等の支給の決定及び実施は、婦人相談所長に行わせること。

## 2 婦人相談員

- (1) 都道府県は、管内の社会環境等に応じて必要と認められる数の婦人相談員を設置しなければならないこと。
- (2) 市は、売春防止法第三十五条第二項の規定により婦人相談員の設置については任意とされているが、社会環境上その設置を必要とする市にあっては、これを必ず設置するよう指導すること。
- (3) 婦人相談員を設置する場合は、人格高潔で社会的信望があり、かつ、その業務を行うに必要な熱意と識見をもつ真に活動力のある者のなかからこれを任命すること。
- (4) 都道府県の婦人相談員は、原則として、婦人相談所長の指揮監督を受け、市の婦人相談員は原則として、福祉事務所長の指揮監督を受けるものとする。
- (5) 婦人相談員は、原則として、社会環境上必要と認められる地区を管轄する福祉事務所において、その業務を行うものとする。
- (6) 婦人相談員の担当区域は、福祉事務所の所管区域とし、必要に応じ、二以上の福祉事務所の所管区域を担当することができるものとする。

## 3 婦人保護施設

都道府県は、婦人保護施設が要保護女子の保護更生及び暴力被害女性の保護のため必要不可欠であることにかんがみ、都道府県の区域内に一以上設置するよう努めること。

## 第四 婦人保護事業の業務内容

### 1 都道府県本庁

- (1) 都道府県本庁は、婦人保護事業の効果的推進を図るため、売春防止対策本部及び関係機関との連絡調整を行うことを目的とした連絡協議会を積極的に開催すること。
- (2) 都道府県本庁は、婦人相談所、関係機関、協力機関と連携して、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を積極的に行うこと。
- (3) 都道府県本庁は、婦人相談所等が行う婦人保護事業の適正な実施を期し、その効果を一層高めるため、これに対して指導監督を行うこと。
- (4) 都道府県本庁は、管内の各婦人保護施設における要保護女子等の収容保護の適正な実施を期するため、各婦人保護施設について適宜施設、帳簿、書類等进行检查し、その他事業経営の状況を調査すること。
- (5) 都道府県本庁は、婦人相談所職員、婦人相談員、婦人保護施設職員等について、研修を実施し、これら職員の資質向上に努めること。

### 2 婦人相談員を設置する市本庁

都道府県本庁の業務の(1)及び(2)に準ずること。

### 3 婦人相談所

- (1) 婦人相談所は、当該都道府県における婦人保護事業実施の中核機関として、要保護女子の、転落の未然防止と保護更生及び暴力被害女性の保護を円滑に推進するため、関係機関等との連絡協議体制を整備し、個々の事案について連絡協議する等により密接な連携を保つこと。
- (2) 婦人相談所は、婦人保護事業の効果的推進を図るため、次に掲げる業務を行うものとする。

#### ア 啓発活動

社会環境の浄化に関する啓発活動、配偶者からの暴力の防止に関する啓発活動及び婦人相談所等の行う婦人保護事業とその活動状況に関する啓発活動を関係機関等と連携して実施し、地域住民に対して要保護女子の転落の未然防止と保護更生及び暴力被害女性の保護についての的確な理解と密接な協力が得られるよう努めること。

#### イ 相談

要保護女子等の早期発見のため、日常生活を営む上で何らかの問題を有する女子について広く相談に応じること。

このため、巡回相談、電話相談等についても配慮すること。

#### ウ 調査

調査は、要保護女子の早期発見、転落の未然防止及び保護更生のため、本人及びその家庭環境等に関する次に例示するような事項について実情を把握する必要がある場合に行うこと。

なお、調査に当たっては、その効果が十分得られるよう調査内容及び方法等について検討し、必要がある場合にはあらかじめ本人の了解を求めるものとする。

##### (ア) 本人に関する事項

氏名、生年月日、現住所、心身の健康状況、既往症、生育歴、学歴、職歴、性的被害の状況、売春歴、転落の動機、婚姻歴、妊娠歴、出産歴、交友の状況、趣味等

##### (イ) 家族に関する事項

夫の状況、子供の状況、家族関係、収入の状況等

##### (ウ) 社会環境に関する事項

住居環境、職場の状況、勤労状況、地域の状況、近隣との関係等

#### エ 判定

判定は、要保護女子の早期発見、転落の未然防止及び保護更生のため、必要がある場合に次に掲げるところにより行うこと。

##### (ア) 医学的判定

疾病及び機能障害の有無並びに診療の要否について判定すること。

##### (イ) 心理学的判定

心理学的諸検査及び面接に基づき、心理学的特性の把握等を行うこと。

##### (ウ) 職能的判定

作業能力及び作業素質の把握等を行うこと。

#### オ 指導・援助

相談、調査及び判定の結果に基づき、要保護女子については転落の未然防止と保護更生を図るため、暴力被害女性についてはその必要な保護を図るため、要保護女子等の態様に応じた効果的な指導等を行うとともに、次に掲げるような措置を探り、それ以外の者については、他法他施策の活用等について指導すること。

##### (ア) 公共職業安定所等の紹介

職業能力及び本人の職業適性等に適合する職業に就職することができるように公共職業安定所、職業訓練施設等に紹介すること。

##### (イ) 援護措置の紹介

公営住宅への入居方法、母子福祉資金、寡婦福祉資金及び生活福祉資金の貸付並びに生活保護法等による援護措置について紹介すること。

##### (ウ) 医療機関の紹介・医学的又は心理学的な指導

要保護女子等が疾病に罹患しており、病院又は診療所に入院等を必要とするときは、適当な医療機関を紹介するとともに、必要がある場合は、心理療法等のカウンセリングを行うこと。

##### (エ) 各種社会福祉施設の活用等

必要と認められる場合には、婦人保護施設以外の各種社会福祉施設の活用を図るとともに、民間団体が運営する施設の利用についての情報の提供等を行うこと。

##### (オ) 保護命令制度の利用援助

保護命令制度を利用しようとする暴力被害女性に対し、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

##### (カ) 帰宅

要保護女子の居住が一定しており、就職等の理由により婦人保護施設に收容するより帰宅させた方が適当であると認められるときは、帰宅させること。

なお、帰宅後の指導の要否を検討し、必要がある場合は、婦人相談員に訪問指導させること。

##### (キ) 帰郷

要保護女子の居住地が他の都道府県の区域にあり、当該都道府県の関係機関において適当な指導が行われることが明らかである場合は、当該関係機関へ連絡の上、帰郷させること。

#### カ 一時保護

(ア) 一時保護（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第三条第四項に基づき、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）は、緊急に保護すること等が必要と認められる要保護女子等について、最も適当な援助の施策を決定し、婦人保護施設への收容保護又は関係諸機関等への移送等の措置が採られるまでの間行うほか、短期間の更生指導を必要とする場合にも行うものとし、入所した要保護女子等に対しては、衣食

その他日常生活に必要なものを給付するとともに、性行、生活態度、心身の健康状態等の観察を通じて必要な指導等を行うこと。

なお、一時保護はあらかじめ要保護女子等の申請書を徴した上で行うこと。

(イ) 婦人相談所一時保護所（以下「一時保護所」という。）における処遇の基準は次のとおりとすること。

a 給食

(a) 給食は、できるだけ変化に富み、入所者の健康を維持するのに必要な熱量と栄養素を含有するものでなければならない。

(b) 給食に際しては、献立表を作成することとし、献立表の作成に当たっては保健所等と連絡し、その指導を受けるよう配慮すること。

ただし、栄養士を置いている場合はこの限りではないこと。

b 保健衛生

(a) 入所者の健康管理及び入所者の衣類、寝具等の清潔に十分留意するとともに、適切に入浴させること。

(b) 居室その他入所者が常時使用する部屋は、常に清潔にしておかなければならないこと。

(c) 入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならないこと。

(d) 一時保護所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(ウ) 一時保護所は、非常災害に備えるため、防災、避難等に関する具体的計画を立てるとともに、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行わなければならないこと。

キ 婦人保護施設への収容保護及びその廃止の決定

(ア) 収容保護の決定

収容保護の決定は、婦人保護施設において就労及び生活に関する指導・援助を行うことが要保護女子の転落の未然防止と保護更生又は暴力被害女性の保護のため必要であると認める場合について行うこと。

なお、収容保護は、あらかじめ要保護女子等の申請書を徴した上で行うこと。

(イ) 収容保護の廃止の決定

a 収容保護の廃止の決定は、当該要保護女子等が退所しても自立することが可能であると認められる場合のほか、おおむね三月以上の長期入院が見込まれる場合等において、原則として婦人保護施設長から協議に基づいて行うこと。

なお、当該要保護女子等がおおむね三月以内の入院加療の後に当該施設へ戻ることが明らかな場合は、廃止の決定を行わずに引き続き収容保護を行うよう婦人保護施設長を指導すること。

b 要保護女子等が無断で退所し、その行方が明らかでない場合にも収容保

護の廃止の決定を行って差し支えないこと。

#### ク 被服等の支給

一時保護所へ入所した要保護女子等のうち、被服等に困窮している者に対しては、次の要領により、日常生活に直接必要な被服等を支給すること。

##### (ア) 支給対象

要保護女子等のうち、被服等に困窮し、かつ真に被服等の支給を必要とするものであること。

##### (イ) 支給基準

最小限度必要数を支給するものとする。

##### (ウ) 取扱要領

a 被服等の支給は、要保護女子等からの申請に基づき、必要の有無及びその数量について調査をした上で行うこと。

b 被服等の支給は、原則として現物給付の方法によること。

#### ケ 一時保護を委託する施設

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第三条第四項に基づき一時保護を委託する施設における食事の提供、保健衛生、防災及び被服等の支給については、一時保護所と実質的に同等の水準のものとなるようにするとともに、入所者の処遇等について当該施設と緊密な連携を図ること。

なお、食事の提供に関しては、調理のための設備を有する施設にあっては、食材の提供でも差し支えないこと。

#### コ 移送

(ア) 移送は、要保護女子等を帰郷若しくは帰宅させ、社会福祉関係施設、就職先等へ送致し、又は病院へ入院させる等のため必要がある場合に行うこと。

(イ) 移送は、原則として乗車船券等の現物給付の方法によること。

#### サ 医療

医療は、要保護女子等に対する軽易な疾病治療又は医療機関において治療を受けるまでの応急処置程度のものを行うこと。

### 4 福祉事務所

(1) 福祉事務所は、その業務を通じて要保護女子等を把握した場合には、婦人相談員に指導させ、又は婦人相談所若しくは婦人相談員に通知する等必要な措置を探ること。

(2) 福祉事務所は、都道府県本庁、婦人相談所及び婦人相談員が実施する婦人保護事業について積極的に協力すること。

(3) 福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、暴力被害女性の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めること。

### 5 婦人相談員

(1) 婦人相談員は、婦人保護事業の効果的推進を図るため、次に掲げる業務を行う

ものとする。

ア 要保護女子等の早期発見

婦人相談員は、担当区域における社会環境の実態把握に努めるとともに、関係機関等と緊密な連携を保ち、要保護女子等の早期発見のため積極的に活動すること。

イ 相談

要保護女子等を早期発見するため、日常生活を営む上で何らかの問題を有する女子について広く相談に応じること。

このため、巡回相談等についても配慮すること。

ウ 調査

調査は、要保護女子の早期発見、転落の未然防止及び保護更生のため、本人及びその家庭環境等に関し、実情を把握する必要がある場合に行うこと。

なお、調査事項及び調査方法については、婦人相談所の例によること。

エ 判定

相談及び調査の結果、医学的、心理学的又は職能的判定を要すると認められる者については、婦人相談所その他の専門機関の判定を求めること。

オ 指導

相談、調査及び判定の結果に基づき、要保護女子については転落の未然防止と保護更生を図るため、暴力被害女性についてはその必要な保護を図るため、要保護女子等の態様に応じ、婦人相談所の指導に準じた措置を採り、それ以外の者については、他法他施策の活用等について指導すること。

また、帰宅又は婦人保護施設を退所した要保護女子等については、必要がある場合には、婦人相談所、福祉事務所等との連携を密にして事後指導を行うこと。

(2) 婦人相談員は、その業務に関し、必要な事項について、婦人相談所長又はその担当区域を管轄する福祉事務所長に随時報告又は通知するものとする。

(3) 市の婦人相談員は、常時婦人相談所と緊密な連絡を図るものとする。

## 6 婦人保護施設

(1) 婦人保護施設の運営は、「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」（平成14年厚生労働省令第49号）を遵守して行うものとする。

(2) 要保護女子等の収容保護は、婦人相談所長が行う婦人保護施設への収容保護の決定に基づいて行うものとする。

(3) 婦人保護施設長は、正当な理由がある場合のほかは要保護女子等の収容保護を拒んではならないこと。

(4) 被服等に困窮している要保護女子等に対しては、婦人相談所の例により被服等を支給すること。

(5) 婦人保護施設長は、退所させることが適当と認められる者があるときは、その退所について婦人相談所長に協議するものとする。

なお、おおむね三月以内の入院加療を要する者のうち、退院後当該施設へ戻ることが明らかなものについては、婦人相談所長に通知し、引き続き収容保護を行

うようにすること。

また、入所者が無断で退所した場合には、速やかにその旨を婦人相談所長に報告し、その指示に従うものとする。

- (6) 退所後における要保護女子等の後保護及び指導については、婦人相談所、婦人相談員、福祉事務所等の関係機関等と連絡をとり、遺漏のないように努めるものとする。

## 第五 一般的留意事項

- 1 要保護女子等のうち十八歳未満の者、精神障害者、知的障害者又は乳幼児を同伴している者等児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法又は身体障害者福祉法による福祉の措置等他の社会福祉施策の対象となる者について措置を採るに当たっては、これら関係機関と十分協議した上で行うこと。
- 2 一時保護又は婦人保護施設に収容保護された要保護女子等が無断退所した場合等における遺留金品については、その品目、数量等についてその都度遺留金品台帳に記録して保管すること。ただし、当該遺留品が腐敗し又は滅失するおそれがある場合は、これを売却し、その代価を遺留金品台帳に記録して保管すること。
- 3 婦人相談所の職員、婦人相談員及び婦人保護施設の職員は、婦人保護事業と極めて密接な関連のある生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、老人福祉法、知的障害者福祉法、生活福祉資金貸付制度、職業安定法、労働基準法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、母体保護法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、更生保護事業法、犯罪者予防更生法及び少年法等各般の制度について常に十分な知識を有するよう努めなければならないこと。
- 4 婦人相談所、福祉事務所等の暴力被害女性の保護に関わる機関は、暴力被害女性の保護に係る職員の職務の執行に関して暴力被害女性から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めること。
- 5 暴力被害女性の保護に職務上関係のある者は、その職務を行うに当たり、暴力被害女性の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、暴力被害女性の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をすること。

## 第六 報告

次に掲げる場合は、その都度当該事項を当省あて報告すること。

- 1 婦人相談所の名称、所在地、設備の規模及び構造並びに職員及び一時保護の定数について変更した場合

- 2 婦人相談所及び婦人相談員に関し、都道府県又は市の条例及び規則等を制定し又は改廃した場合
- 3 婦人保護施設の名称、所在地、設備の規模及び構造並びに職員及び定数について変更した場合

#### 第七 施行期日

この通知は、平成16年12月2日から施行すること。